平成２４年（フ）第５１７号
北海道江別市野幌代々木町９番地の７　元野幌ハイツ－１
債務者　中田　隆子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３３号
札幌市手稲区星置１条８丁目18番７―804号
債務者　倉橋　冬男
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３９号
札幌市手稲区富丘２条６丁目４番29号
債務者　佐藤　信義
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４０号
札幌市手稲区富丘２条６丁目４番29号
債務者　佐藤三枝子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５９号
札幌市東区北31条東16丁目５番５号　ファミリー31―101号
債務者　柴田優喜子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７１号
札幌市白石区本郷通９丁目北３番１号　美駄マンション201
債務者　櫻岡　志乃
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３７号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番19―503号
債務者　河井　次子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５号
埼玉県所沢市御幸町７番６―605号　ラビオン所沢、前住所埼玉県所沢市小手指町１丁目40番地の12
債務者　血脇ユリ子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５９号
埼玉県川越市大字扇河岸41番地２　内河ハイツ202号室
債務者　青柳　信人
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７３号
埼玉県所沢市けやき台１丁目27番地の１　森田マンション307、前住所埼玉県所沢市けやき台１丁目９番地の４　サーパス新所沢けやき台602
債務者　竹田　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０２号
埼玉県所沢市緑町４丁目28番35―201号
債務者　白石　順子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０３号
埼玉県所沢市緑町４丁目28番35―201号
債務者　白石　和美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３２号
埼玉県所沢市北中２丁目344番地の25
債務者　竹村　優子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３７号
埼玉県狭山市鵜ノ木34番２号　ライオンズマンション204
債務者　植田　大将
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保151番地２　パープルライン106号
債務者　橋本　大輔
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５２号
埼玉県入間市大字新久1058番地11
債務者　齊藤　寿子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２３号
埼玉県東松山市幸町４番９号　プラザ・ドゥ・ラック107
債務者　小川　一夫
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部